

# 参議院議員選挙

## 7月21日(日)

### 午前7時～午後8時

#### 選挙すべき議員の数

東京都選出5人 比例代表選出48人

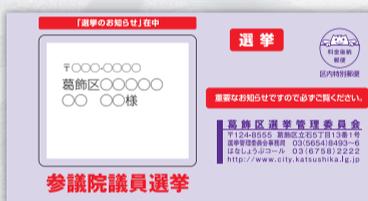
#### 投票は2種類

- ① 東京都選出では「候補者名」
- ② 比例代表選出では「候補者名」か「政党名」のいずれか

#### 投票所には「選挙のお知らせ」を忘れずに

7月4日(木)ごろから、世帯ごとに封書でお送りします。

対象者全員分の「選挙のお知らせ」が入っていますので、投票所を確認の上、ご自分の「選挙のお知らせ」をお持ちください。



届かない、紛失した、忘れたという場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

当日、車での来所はご遠慮ください。

皆さんの一票が明るい未来をつくれます！  
大切な一票を、無駄にしないで、ぜひ投票しましょう。  
【担当課】 選挙管理委員会事務局 ☎5654-8493～6

### 葛飾区で投票できる方

平成5年7月22日までに生まれた日本国民で、平成25年4月3日(水)までに、葛飾区に転入の届け出をし、選挙人名簿に登録されている方

### 代理・点字投票

字が書けない方や身体に障害がある方は、投票の秘密を侵すことなく係員がお手伝いします。点字での投票もできますので、投票所の係員にお申し出ください。

### 成年被後見人の方

法改正により成年被後見人の方は、今回の選挙から投票することができます。

### 住所を変更した方

#### 葛飾区に転入した方

4月4日(木)以降に転入の届け出をした方は、選挙人名簿の登録の有無を前住所地の選挙管理委員会に確認の上、前住所地で投票してください。

#### 葛飾区から転出した方

4月4日(木)以降に葛飾区から転出した方で、葛飾区の選挙人名簿に登録されている方は、葛飾区の投票所で投票してください。

#### 葛飾区内で住所を移した方

6月24日(月)以降に転居の届け出をした方は、転居前の住所の投票所で投票してください。

### インターネット選挙運動が始まります



有権者は、ウェブサイト等を利用した選挙運動(※)が可能となりますが、電子メールを利用した選挙運動は引き続き禁止されています。



候補者・政党等は、ウェブサイト等および電子メールを利用した選挙運動が可能になります(選挙運動用電子メールは、自らアドレスを通知し、受信に同意した相手のみに送信できるなど一定の制限があります)。

※選挙運動…特定の選挙で、特定の候補者の当選を目的として投票をしてもらうために、有利な活動のことです。

#### 注意

- ▷ 選挙運動は、公示日から投票日の前日まで(7月4日(木)～20日(土))しか行えません。
- ▷ 未成年者の選挙運動(インターネット選挙運動を含む)は禁止されています。
- ▷ 有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません。
- ▷ 候補者や政党等からの選挙運動用電子メールを転送してはいけません。
- ▷ 選挙運動用ホームページや電子メール等を印刷して頒布してはいけません。

以上のようなことをすると、法律違反で罰せられる恐れがありますので、注意してください。詳しくは総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>)をご覧ください。

期日前・不在者投票の日程などは2面をご覧ください



はなしょうぶコール  
☎6758-2222



パソコン/スマートフォン用  
区ホームページ



区公式ツイッター  
@katsushika\_city



区公式フェイスブックページ